

## 第5節 蓄音機用音盤

蓄音機用音盤(以下本節において「レコード」という。)に著作物を利用する場合のレコード1枚著作物1曲(歌詞等を含む。以下本節において同じ。)の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 市販用レコード

(1) レコードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該レコードの定価(消費税額を含まないもの)の $\frac{6}{100}$ をそのレコードに含まれている著作物数で除して得た額又は8円10銭のいずれか多い額以内とする。

(2) 定価の明示のないレコードに5分未満の著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき8円10銭以内とする。5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに8円10銭以内を加算する。

### 2 その他のレコード

本規定の1による場合のほか、レコードに著作物を利用する場合は、1曲につき400円をレコードの複製枚数で除して得た額又は8円10銭のいずれか多い額以内とする。

(レコードの備考)

① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。

② 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ とする。

歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ とする。

③ 著作物の利用目的又は利用形態等特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。